

事業主のみなさんへ 労働安全衛生規則が改正されました。

労働安全衛生規則改正に伴う

足場からの墜落防止措置のための教育

※足場の組立て等作業主任者能力向上教育

※施工管理者等のための足場点検実務者研修



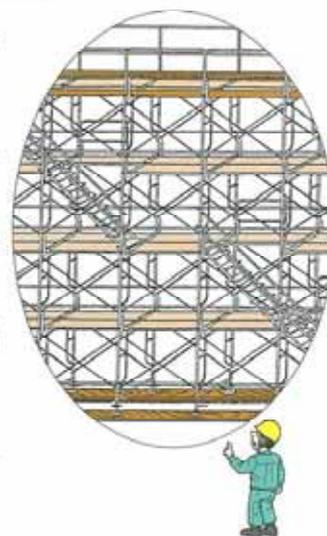
受講のご案内

主な改正点

平成21年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行され、事業者等に、

- ※わく組足場に下さん又は幅木の設置
- ※わく組足場以外（一側足場を除く）では手すりは85センチ以上で、中さんの設置
- ※足場の高さにかかわらず、足場の組立て、変更後の足場の点検項目の追加
- ※足場の組立て、変更・悪天候等後における足場の点検結果の記録の保存
- ※作業開始前の足場の点検
- ※物体の落下防止措置として幅木、防網、メッシュシート等の設置

などが義務付けられました。



墜落はひとたび発生すると命にかかわる災害となります。墜落災害を防止するためには墜落防止措置の充実を図るとともに、足場の安全を確保することが重要です。

事業者が労働安全衛生規則で定める足場の措置や点検を確実に実施する義務をおろそかにして作業員が墜落により被災した場合には、事業者には罰則が科されるおそれがあります。

当協会は足場の措置や点検が確実に実施できる足場の組み立て等作業主任者や施工管理者等を養成する教育を開催します。

是非とも当協会が実施する教育の受講をおすすめします。



けんせつぎょうろうどうさいがいぼう しきょうかい

建設業労働災害防止協会 (略称：建災防)

けんさいぼう

〔建災防は、建設業を営む事業主の皆さんが会員となって、建設業における労働災害の防止を目的として、労働災害防止団体に基づいて設立された団体です。〕

労働安全衛生規則の改正に伴う

足場の組立て等作業主任者能力向上教育

1. 受講対象者

足場の組立て等作業主任者技能講習修了者

2. 教育内容

「労働災害防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」に基づくものです。

(平成21年6月に施行される改正労働安全衛生規則を踏まえた内容としています)

目指せ！
能力向上



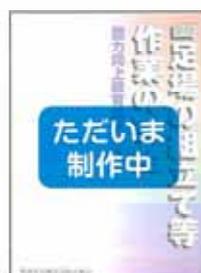
時間	科目	範囲
1時間	* 最近の足場、部材等 及びそれらの管理 * 手すり先行工法ガイドライン	* 足場、部材等の種類と特徴 * 部材の選択と管理 * 手すり先行工法ガイドラインの概要
4時間	* 足場の組立て等の安全施工と 保守管理	* 足場の強度計算の方法 * 組立て、変更等の基本的事項と留意 事項 * 組立て、変更時の点検のポイントと 記録等 * 組立て、変更後等の保守管理
2時間	* 災害事例及び関係法令	* 災害事例とその防止対策 * 労働安全衛生法令のうち、 足場の組立て等に関する条文 (省令の改正部分を含む)

講師

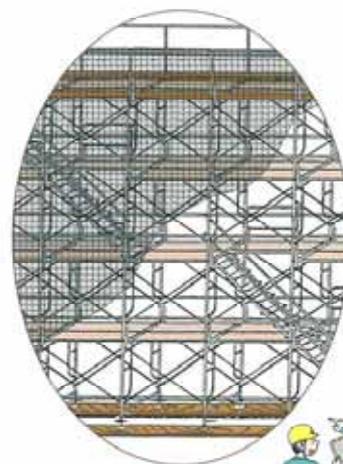
当協会では、労働安全衛生法令の専門家や経験豊富な講師が視聴覚教材を使用しながら、わかりやすく説明いたします。

教材

- * 「新版 足場の組立て等作業主任者能力向上教育用」テキスト
- * その他関係資料



テキスト表紙はイメージ



労働安全衛生規則の改正に伴う

施工管理者等のための足場点検実務者研修

1. 受講対象者

- (1) 建設工事の施工管理の実務に従事した経験のある者
- (2) 店社の安全衛生部門で足場の設置計画書の審査、工事現場の安全パトロール等の業務を担当している者

2. 教育内容

足場に関する基本的な知識、足場の点検ポイント及び記録・保守管理等を習得します



時間	科目	範囲
1時間	* 災害事例及び関係法令	* 足場からの墜落関連災害事例とその防止対策 * 労働安全衛生法令のうち、足場の組立て等に関する条文 (省令の改正部分を含む) * 手すり先行工法ガイドラインの概要
3時間	* 足場の組立て等の安全施工と保守管理	* 足場、部材等の種類と特徴 * 組立て、変更時の点検のポイントと記録等 * 組立て、変更後等の保守管理

教育を実施する方法

次の方法により建災防都道府県支部が実施します

- * 建災防が実施する教育にご参加いただく方法
- * ご要望のある企業に建災防各支部が出張講座として実施する方法



最寄りの各支部へご確認・ご相談下さい。

●お問合せ先

この教育は建災防都道府県支部で実施します。受講料、開催時期については裏面の最寄りの支部へお問い合わせください。